

第3章

ISSBの動向も注視する 気候変動に係る開示への 対応上の留意点

【この章のエッセンス】

- TCFD開示については、その開示内容も視野に入れると、多くのプライム市場選択企業にとっても、取組み途上といえる状況である。
- 一方で、国際サステナビリティ基準委員会(ISSB)の動きも視野に入れていく必要がある。

《補充原則3-1-1》^③

上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。

特に、プライム市場上場会社は、

気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

改訂内容

補充原則3-1-1^③後段は、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスクおよび収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきとしている。これは、近年、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)への賛同機関数

が増加する等、サステナビリティが重要な経営課題であるとの意識が高まっており、リスクとしてのみならず収益機会としても、サステナビリティをめぐる課題に積極的・能動的に対応することの重要性が高まっていることを受けて新設されたものである。

具体的な開示の内容は、各社において、各社の事業を取り巻く環境等を踏まえて判断していくこととなる。東証のFAQによれば、TCFD提言のうち各社が必要と考える項目から順次、段階的な開示を進めることは問題ない^④。ガバナンス報告書記載要領I.1.(2)は、このような気候変動に関する開示の実施状況については、TCFD提言の項目ごとの開示の有無や、シナリオ分析を行っている場合にはその旨を記載するこ

とが考えられると指摘している。また、2021年12月21日付け金融庁公表「記述情報の開示の好事例集2021」(2022年3月25日最終更新)を参照することも考えられる。

^⑦ 上場会社向けナビゲーションシステムFAQ (<https://faq.jpix.co.jp/disclosure/web/knowledge8349.html>)

各社の対応状況

2021年12月末時点対応状況東証集計によると、補充原則3-1-1^③をコンプライヤする上場会社の比率は、2021年12月末時点で、市場第一部上場会社では、66・18%、プライム市場選択会社では、66・70%といずれも70%を下回る水準にとどまる。

TOPIX100の構成銘柄企業では、76社がTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示について対応済みであるが、6社がエクスペリン、コンプライした企業のうち9社が検討中、9社はTCFDへの言及がなかったようであり、大規模な上場企業でも、すべてが対応できている状況でないことがわかる。

東証によるTCFD提言に沿った情報開示の実態調査^⑧によれば、2021年3月末時点でTCFDに